

○「高速バスの管理の受委託について」の細部取扱について（平成24年11月30日付け国自安第102号、国自旅第322号、国自整第147号）の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

>

改正後	現行
<p style="text-align: right;">国自安第102号 国自旅第322号 国自整第147号 平成24年11月30日 一部改正 平成24年12月19日 一部改正 平成25年10月1日 一部改正 平成28年9月23日 一部改正 平成30年3月30日 <u>一部改正 令和4年8月1日</u></p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局安全政策課長 自動車局旅客課長 自動車局整備課長</p> <p style="text-align: center;">「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱について</p> <p>先般、「高速乗合バスの管理の受委託について」（平成24年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号）を通達したところであるが、その細部取扱を下記のとおり定めたので留意されたい。 なお、項目番号及び項目名は同通達のそれらによる。 また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>3. 委託の範囲 (1) 1ポツ目・2ポツ目(略) ・① 貸切バス委託型管理の受委託における委託比率は、一の系統ごとにおいても年間で<u>原則1/2以内(又は2/3以内)</u>(以下「基準」という。)であることとする。</p> <p style="text-align: right;">【別紙2】</p> <p style="text-align: center;">貸切バス委託型管理の受委託の要件</p>	<p style="text-align: right;">国自安第102号 国自旅第322号 国自整第147号 平成24年11月30日 一部改正 平成24年12月19日 一部改正 平成25年10月1日 一部改正 平成28年9月23日 一部改正 平成30年3月30日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局安全政策課長 自動車局旅客課長 自動車局整備課長</p> <p style="text-align: center;">「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱について</p> <p>先般、「高速乗合バスの管理の受委託について」（平成24年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号）を通達したところであるが、その細部取扱を下記のとおり定めたので留意されたい。 なお、項目番号及び項目名は同通達のそれらによる。 また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>3. 委託の範囲 (1) 1ポツ目・2ポツ目(略) ・① 貸切バス委託型管理の受委託における委託比率は、一の系統ごとにおいても年間で<u>原則1/2以内(又は2/3以内)かつ1日当たりで2/3以内</u>(以下「基準」という。)であることとする。</p> <p style="text-align: right;">【別紙2】</p> <p style="text-align: center;">貸切バス委託型管理の受委託の要件</p>

4. 法令遵守状況等の確認等

(1)

- ・「一般乗合旅客自動車運送事業者が遵守すべき事項であって、一般貸切旅客自動車運送事業者が遵守すべき事項とは異なるもの」とは、運転基準図、運行表の作成等をいう。

(2)

- ・委託者が受託営業所を訪問調査する際には、少なくとも別添10「訪問調査チェックシート」の調査事項について行うよう指導するものとする。

(3)

- ・地方運輸局長あてに報告する訪問調査の結果については、別添10「訪問調査チェックシート」等を用いて実施するものとする。

附 則（平成24年12月19日 国自安第122号、国自旅第372号、国自整第172号）
本取扱要領は、平成24年12月19日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則（平成25年10月1日 国自安第162号、国自旅第242号、国自整第181号）
本取扱要領は、平成25年10月1日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則（平成28年9月23日 国自安第76号、国自旅第93号、国自整第101号）
本取扱要領は、平成28年9月23日以降に受け付ける申請（12の規定にあつては、平成28年9月23日以降に許可するもの）から適用するものとする。

附 則（平成30年3月30日 国自安第270号、国自旅第340号、国自整第366号）
本取扱要領は、平成30年3月30日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則（令和4年8月1日 国自安第63号、国自旅第153号、国自整第121号）

（1）本取扱要領は、令和4年8月1日以降に許可するものから適用するものとする。

（2）令和4年8月1日現在、現に有効な許可を受けているものについては、改正後の各規定を適用するものとする。

4. 法令遵守状況等の確認等

(1)

- ・「一般乗合旅客自動車運送事業者が遵守すべき事項であって、一般貸切旅客自動車運送事業者が遵守すべき事項とは異なるもの」とは、運転基準図、運行表の作成等をいう。

(2)

- ・委託者が受託営業所を訪問調査する際には、少なくとも別添10「訪問調査チェックシート」の調査事項について行うよう指導するものとする。

附 則（平成24年12月19日 国自安第122号、国自旅第372号、国自整第172号）
本取扱要領は、平成24年12月19日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則（平成25年10月1日 国自安第162号、国自旅第242号、国自整第181号）
本取扱要領は、平成25年10月1日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則（平成28年9月23日 国自安第76号、国自旅第93号、国自整第101号）
本取扱要領は、平成28年9月23日以降に受け付ける申請（12の規定にあつては、平成28年9月23日以降に許可するもの）から適用するものとする。

附 則（平成30年3月30日 国自安第270号、国自旅第340号、国自整第366号）
本取扱要領は、平成30年3月30日以降に許可するものから適用するものとする。